

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会 ☎(32)8915

永年在職農業委員表彰を受賞

6月27日、宇都宮市護国会館において永年在職農業委員の表彰式が行われ、平成30年に退任した高田憲一様、荒川清光様が表彰されました。おめでとうございます。

高田様は平成10年に県南農業共済組合から推薦を受け石橋町農業委員に任命され、平成18年には市農業委員会会長に就任し、地域の農業振興や農地法の厳正な執行にご尽力されました。

荒川様は平成15年に石橋町農業委員に当選され、以来15年間地域農業の発展と農地の利用集積に大きな貢献を果たされました。

長年に渡る農業委員としての活動の功績が認められての表彰となりました。



左：高田様

右：荒川様

許可申請等の提出はお早めに

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。農業委員会総会の承認を得ないと交付できない証明等もありますので、ご注意ください。

許可申請等の日程については下記のとおりです。

■日程

申請受付締切日	定例総会
8月9日(金)	8月26日(月)
9月10日(火)	9月25日(水)
10月10日(木)	10月25日(金)
11月8日(金)	11月25日(月)
12月10日(火)	12月25日(水)
令和2年1月10日(金)	令和2年1月24日(金)
令和2年2月10日(月)	令和2年2月25日(火)
令和2年3月10日(火)	令和2年3月25日(水)

遊休農地の解消に取り組んでいます

農業委員会では、遊休農地の解消・発生防止のため、農地利用最適化推進委員や農業委員が、日頃から市内の農地を巡回しています。また、農業者の高齢化や後継者不足などの理由で管理できなくなった遊休農地の有効利用の方法を、所有者や地域の方々とともに考えます。

もし、お近くに遊休農地がありましたら、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員まで相談してください。

遊休農地とは

- ・過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地
 - ・農作物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地
- など。



農業者年金は経営に優しい年金です

農業者年金は、国民年金に上乗せできる加入者自身の積立方式の公的年金です。

保険料は農業経営の状況に応じて、月額2万円から6万7,000円まで、千円単位で自由に選択することができます。また、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、節税効果があります。

積み立てた保険料の運用収益は非課税扱いとなり、年金額の一部として受給することができます。詳しくは農業委員会またはお近くのJA窓口までご相談ください。